

令和5年第10回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年10月31日（火）午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（15名）

欠席農業委員（4名）

出席農地利用最適化推進委員（15名）

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について

◎開 会

事務局長 お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

総会に先立ちまして、資料の訂正をお願いしたく、手元に差し替えの用紙が置いてあります。ご説明させていただきます。

まず、11ページの上から4つ目、④申請地が土地改良区の地区内にある場合はその調整状況ですが、それは地区外なので該当ないということで空白に改めました。

次に、⑤のところですが、⑤は面積の記載に修正をかけました。

12ページですが、⑥、⑦道路法24条の処分権限庁についてですが、白河市都市計画課になっていたものを道路河川課に改めました。

後ほど、差し替えをよろしくお願ひしたいと思ひます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和5年第10回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議題につきましては、農地法第3条関係が2件、農地法第5条関係が5件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が1件、農地法第2条第1項に規定する農地判断について1件、合わせて9件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ですが、議長指名で
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和5年10月31日提出。会長矢野正則。

以上です。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1その2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 この申請につきまして、去る25日、委員と、譲渡人、譲受人に現地に来ていただいて、申請内容を確認しました。間違いのないことです。この申請による周辺の土地への影響はないと思われまゝす。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る10月22日推進委員と現地にて調査を行いました。また、譲渡人とは電話にて、譲受人とは同日現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。双方とも、申請内容について間違いのないことです。今回の申請に伴う周辺の土地への影響については、特に問題ないと思われまゝす。

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和5年10月31日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、5ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地となります。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 本件につきまして、去る25日、午後2時より委員と現地調査をいたしました。当日は、被設定人が立会いされました。なお、設定人は当日欠席ということで、前日、電話で確認いたしました。両者とも申請書どおりという確認が取れましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。また、周辺農地への影響はないものかと思われま。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、10ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る10月26日、推進委員と現地に行って調査を行いました。

また、譲渡人と同日現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。また、譲受人は、当日来られないということでしたので、電話にて確認いたしました。双方、申請内容について間違いないとのこと。今回の転用に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われれます。

皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (事務局長) それでは、15ページをご覧ください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地となります。

許可基準は、第一種農地の許可規定を準用し、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、10月27日に委員と現地調査を行いました。また、譲渡人及び譲受人の立会いの下、確認をいたしました。双方の申請内容について、間違いないとのこと。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われれます。

皆様のご審議のほど、よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、20ページをご覧ください。

農地法第5条その4についてご説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る10月25日に茂木委員と現地調査を行いました。譲渡人には、こちらから25日に電話で確認しました。譲受人、代理人の行政書士には当日お会いし、申請内容について確認しました。双方とも、申請内容に間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま

す。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、25ページをご覧ください。

農地法第5条その5についてご説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、10月26日、推進委員と現地にて調査を行いました。譲渡人と、譲受人、行政書士と同日現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。申請の内容について間違いのないことです。今回の転用に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま

す。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和5年10月31日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号について原案のとおり承認いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農地法第2条第1項の規定による農地の判断について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について。農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かについて、農地法の運用についての第4に基づき審議するものとする。令和5年10月31日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、お手元に配付しました農地・非農地判断対象地リストをご覧ください。

9月に、地区担当委員に非農地判断における現況確認調査を実施していただきました。その結果を右側、農地非農地の判断結果に記載してあります。

今回の判断対象は全55筆、面積は合計で5万4,314平米です。そのうち農地と判断したものは1筆、非農地と判断したものは54筆でございます。

ご承認をいただければ、所有者へ非農地通知書を送付し、一覧表を法務局などの関係機関

へ情報提供することといたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、他にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしの声がありましたが、ほかにありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農地法第2条第1項の規定による農地の判断について、
原案のとおり決定いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事 務 局 それでは、事務局より申し上げます。次回の総会は11月30日木曜日、午後2時より、
正庁で開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 ほかに意見等ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和5年第10回白河市農業委員会総会を閉会いたし
ます。本日はありがとうございました。

(午後2時40分)